

京都大学教員定年規程

昭和 25 年 5 月 13 日

達示第 9 号制定

[昭和 39 年 1 月 21 日達示第 1 号全部改正]

(平 14 達 27 題名改称)

第 1 条 教員の定年は、満 65 歳~~満 63 歳~~とする。

2 教員の定年による退職の時期は、定年に達した日の属する学年の末日とする。

(平 14 達 27 改)

第 2 条 部局長は、総長に対し、定年に達する教員の退職の内申をしなければならない。

(平 14 達 27 改)

第 3 条 授業上特に必要があるときは、教授会の議を経て、退職教員に非常勤講師を命ずることができる。

2 前項の場合における教授会の議決は、当該学部又は研究科在職教授 4 分の 3 以上が出席した教授会において、その 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。任期の満了した非常勤講師をさらに任用する場合も、同様とする。

(平 5 達 44 改・平 8 達 43・平 10 達 40 加・平 11 達 8・平 14 達 18 改・平 15 達 21 削)

(平 18 達 39・一部改正)

第 4 条 併任の教員についても、前 3 条の規定を適用する。

附 則

1 この規程は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条第 2 項の適用については、昭和 40 年 3 月 31 日までの間は、事情により旧規程(昭和 25 年達示第 9 号)第 2 条第 2 項前段の例によることができる。

2 この規程は、助手に準用する。

(昭 48 達 19 加・昭 59 達 2 削)

[中間の改正規程の附則は、省略した。]

附 則(平成 5 年達示第 44 号)

この規程は、平成 5 年 3 月 30 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項の改正規定中教養部に係る部分は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

[中間の改正規程の附則は、省略した。]

附 則(平成 18 年達示第 39 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 1 条第 1 項の規定にかかわらず、生年月日が昭和 22 年 4 月 2 日から昭和 24 年 4 月 1 日までである教員の定年については満 64 歳とする。